

令和8年度四国ブロック再犯防止シンポジウム関連イベントとして
香川県立高松商業高等学校において法教育のイベントを開催しまし
た！

6月19日（金）に、香川県立高松商業高等学校書道部学生に対し、四国再犯防止会議（高松高等検察庁、四国矯正管区、四国地方更生保護委員会合同）による法教育のイベントを開催しました。

このイベントは、本年12月22日（火）に開催を予定している令和8年度四国ブロック再犯防止シンポジウムに同校書道部学生による再犯防止をテーマとした書道作品の制作・展示を依頼したことがきっかけとなり、同校書道部学生に検察庁をはじめとした各機関がどのように再犯防止に取り組んでいるのかといった内容を説明する目的で行ったものです。

今回のイベントには、同校書道部の学生さん17名がご参加くださいました。



最初は、検察官により、刑事手続の流れを説明した上で、検察官の行う再犯防止の取組として、その者の再犯防止のためにはどのような支援が必要かを考える上で、社会福祉士に助言をもらうことがあることなどや、不起訴処分をする際、更生のために必要があると判断した場合は、保護観察所と連携した上で更生緊急保護の手続を行ったりすることなどを説明しました。

その後は、四国矯正管区の職員により、刑法犯検挙人員の約半数が再犯者であ

り、犯罪を減らすためには再犯者に対して特に対策が必要であり、どのような目的で矯正施設等での矯正処遇・矯正教育が行われているか、近年の法改正によりどのように変わってきたか、社会復帰に当たって行う就労支援や福祉的支援などについて説明を行いました。

また、その中で、刑を受けている人が自室でどんなことができるかのミニクイズコーナーを設けたところ、書道部の学生さんの回答が偏ったものとはならなかったことから、その意外性を楽しんでいたものだと思います。



最後は、四国地方更生保護委員会の職員により、更生保護とは何か、社会内に戻ってきたときに、再び罪を犯さないように立ち直りを助け、社会の一員としての自立に向けて、社会復帰後の生活が軟着

陸できるように、どのような支援を行っているかについて説明を行いました。

住居支援などを行っている更生保護施設が、最初は民間の取組として行われたこと、再犯を防止する取組が、複数の機関にまたがって行われていることなど、初めて接する情報を興味深そうに聞いていたのが印象的でした。

今回のイベントにより、少しでも再犯防止の取組を身近に感じていただき、その取組への理解を深めていただく機会になるとともに、書道作品制作の一助になっていれば幸いです。